

にらめっこ

発行責任者 廣瀬邦治 印西市木下東4-6-13
TEL/FAX 0476-42-5034 E-メール k_hirose839@ybb.ne.jp
印西・九条の会ホームページ: <http://inzai9jyounokai.webnode.jp/>



内心の自由を奪う、憲法違反の「共謀罪」NO!

戦争する国STOP! 安倍内閣は憲法守れ!



**自衛隊は、南スーダンから今すぐ撤退を!
9条いかした平和外交を**

自衛隊の「日報」でも、国連の報告でも、NGOの報告でも、南スーダンの「戦闘」状態は明らかです。「自衛隊は南スーダンから撤退を」「命を守れ!」と、声を上げましょう。

いま日本がおこなうべきことは、軍事支援ではありません。9条の精神に立った外交努力や、非軍事の人道支援・民生支援こそ、求められています。

監視社会をつくる「共謀罪」は戦争への道

政府は、「テロ等組織犯罪準備罪」と名前をかえて、3度も廃案になった「共謀罪」を創設しようとしています。「共謀罪」は、犯罪を実行していないのに、計画や相談をするだけで罪になるというもので、思想や内心の自由を侵す憲法違反の法案です。

捜査の対象は「組織的犯罪集団」とされていますが、その定義はあいまいです。警察の恣意的判断で、捜査対象は一般市民にまで広

げられ、その捜査のために、電話やメールの盗聴や盗撮が行われる恐れ（おそれ）があります。

戦前、治安維持法によって、労働組合や宗教者まで逮捕され、「戦争反対」の声が封じられ、モノ言えぬ戦争国家がつけられました。そんな歴史を繰り返してはなりません。「共謀罪」は「現代の治安維持法」です。今度も、廃案に追い込みましょう。

南スーダン 「戦闘」か「衝突」か ＝情報がコントロールされる国、日本＝

スリーピース

ジュバ市内衝突事案について 別紙第12

項目	内容
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1310c宿営地5、6次方向で激しい銃撃戦 ○ 1315c宿営地東方約距離200メートル付近に砲弾落下
被害者の状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備隊員(南スーダンの兵) 1名死亡 ○ 民間人(南スーダンの兵) 1名死亡 ○ 被害者(南スーダンの兵) 1名死亡 ○ 被害者(民間人) 1名死亡 ○ 被害者(南スーダンの兵) 1名死亡 ○ 被害者(民間人) 1名死亡 ○ 被害者(南スーダンの兵) 1名死亡 ○ 被害者(民間人) 1名死亡
被害者の状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ UNMISの対応は 〇のまま、変化なし ○ UNMISの警備は 〇のまま、変化なし ○ 高地 情報収集：ジュバ市内区画にて待機中(異状なし) ○ 航空 情報収集：UNトロンビン内に待機中(異状なし)
関係者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係者：在留邦人委員の安全を大使館に確認
政府等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政府：ジュバ市内の衝突事案について、ジュバ市内「Lv.3」→「Lv.4」(遠慮勧告) ○ 文部科学省：ジュバ市内の衝突事案について、ジュバ市内「Lv.3」→「Lv.4」(遠慮勧告)

昨年7月11日のジュバ市内の「衝突事案」をまとめた陸上自衛隊の日報。「激しい銃撃戦」「砲弾落下」などの記述がある。(中日新聞より)

防衛省が廃棄したと説明していた文書が今頃になって出てきました。そこには「戦闘」という言葉が使われていました。「駆けつけ警護」の任務が付与された自衛隊を派遣するために、情報操作していると思われても仕方がない行為です。

防衛省は2月7日に、当初は破棄したと説明していた陸上自衛隊の南スーダンPKOの日報を一部黒塗りで開示しました。これは昨年7月11、12日の日報で、南スーダンの首都ジュバにおいて大規模衝突があった時のものです。そこには「戦闘」という言葉が明記されています。稲田朋美防衛大臣は国会で「法的な

意味における戦闘行為ではない。憲法九条上の問題になる言葉を使うべきではないということから、一般的な意味において武力衝突という言葉を使っている」と説明しました。

昨年9月にジャーナリストの布施祐仁さんが、情報公開法に基づき、防衛省に資料の開示請求をしました。12月2日付で「既に廃棄しており保有していなかった」とする結果通知を受けました。その対応が不適切であったとの指摘から再調査が行われましたが、12月下旬に電子データが保管されていることがわかったのだそうです。

先の臨時国会で、この7月の武力衝突が「戦闘」なのか「衝突」なのか大きな議論となりました。「戦闘」であった場合、PKO参加5原則に抵触する可能性が高くなり、自衛隊の撤退が必要になるからです。また、昨年11月20日に新たに「駆けつけ警護」の任務を付与された自衛隊員130人が青森空港を出発しました。この「駆けつけ警護」は多くの国民の反対の中で成立した安保法制に基づくものです。もし布施さんの請求に防衛省が真摯に対応していたら、今と状況が変わっていた可能性があるのではないでしょうか？

安倍政権は、憲法改正の議論の中で、表現の自由を制限しようとしています。昨年の報道の自由度ランキングは世界72位で、安倍政権になってからどんどんと順位を落としています。このように情報がコントロールされた社会で良いのかどうか、今しっかりと考える必要があります。また、平和憲法を持っている日本は、日本らしい国際貢献のあり方を目指すべきです。

(3) ジュバ市内
ジュバ市内でのSPLAとSPLA-iOとの戦闘が生じたことから、宿営地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれ、市内での突発的な戦闘への巻き込まれに注意が必要
 加えて、ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、**両勢力による戦闘が確認されていることから、朝方からの一部の勢力による報復等行動による射撃事案、経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等、巻き込まれに在留邦人の動向を含め注意が必要**

防衛省が2月7日に一部開示した昨年7月の南スーダンPKOの日報。武力衝突でなく「戦闘」と明記されている。

多喜二の時代といま

M・T

「わたしは書くことがあんなにおっかないものだとは思ってもみなかった。あの多喜二が小説書いて殺されるなんて」。84年前の2月20日、東京・築地警察署で特高の拷問で虐殺された小林多喜二。

「蟹工船」などの作品を残した多喜二を無私の愛で育てた母セキの一生を描いた映画「母 小林多喜二の母の物語」（山田火砂子監督）を2月28日、船橋勤労市民センターで観た。冒頭の言葉は、多喜二の死を知ったセキの言葉だ。

「書くことがおっかないものだ」と言わしめた時代。どんな時代だったのか。核心に治安維持法があったといわれる。1925年に国体や私有財産制度否定する運動を取り締まる目的で制定、施行されたが、当時の内相若槻礼次郎は次のような言葉を残している。

「無産階級の人が適法なる運動をするに向かって、決して拘束を加えるものではありませぬ」。

何が適法か。あいまいさを残した。さらに肝心な点は適法かどうか判断するのは取り締まり当局にあることだろう。多喜二をなぶり殺しにした特高に法的根拠を与えたもの、ともされている。施行から3年、最高刑が死刑に引き上げられた。

官憲はこの法律によって表現の自由を縛り、結社の自由にも土足で踏み込んだ。

この時代を正確には治安維持法体制といったほうがいいのかもかもしれない。多喜二は法に基づく裁判さえ受けないうちに殺されたのだから。映画の中で、セキは「警察は人殺し」という血の言葉を吐いている。

さて、現代に目を転じてみよう。犯罪の計画段階で処罰する「共謀罪」の要件を加えた「テロ等準備罪」を新設する法案が国会で審議されている。権力側が犯罪とみなす行為を準備しただけで逮捕されかねないと治安維持法の「復刻版」という指摘もあるなか、安倍政権はオリンピックまで持ち出し、法案成立に躍起になっている。

ちょっと気になる世論調査がある。2月に朝日新聞が行った調査では、テロ等準備罪を新設する法案に「賛成」44%に対して「反対」25%という結果だ。もう一つ別の設問「犯罪組織だけでなく、一般の人まで取り締まられる不安をどの程度感じているか」に対して「大いに」13%、「ある程度感じる」42%、「感じない」29%、「全く感じない」9%。どう受け止めればいいのか。3月2日付の「朝日川柳」にこんな句が載っていた。

「テロを疑似餌の治安維持法」

「母」のメガホンを取った山田監督は85歳、治安維持法の時代を生きてきた。山田監督は2月10日付の「週刊金曜日」誌上で主演のセキ役を演じた寺島しのぶさんと対談している。「多喜二のお母さんが受けた悲しみ、苦しみがどんなものであったか」と語り、「二度と多喜二の母を作る世の中になってはいけません」と結んでいる。

付記すれば、上映会場の船橋勤労市民センターの収容人員は400人だが、平日にもかかわらず通路まで人、人。当日は昼、夜の2回上映予定だったが、上映を急きよもう1回増やすという盛況ぶりだった。

千葉13区市民連合 4月15日発足へ

(印西・柏・鎌ヶ谷・栄・酒々井・白井・富里・船橋)

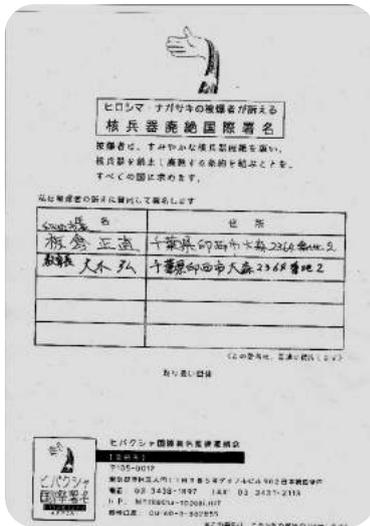
白井市で第1回設立準備会が開かれ、4月15日に印西市文化ホールで発足のつどいを開催することを決めました。草の根から市民の力で野党共闘を実現し、安倍暴走政治ストップをめざします。



2月19日、千葉13区市民連合設立準備会にて



ヒバクシャ国際署名に賛同 板倉市長・大木教育長がサイン



「ヒバクシャ国際署名」とは？

「後世の人ひどか生き地獄を体験しないように、生きていく間に 何としても核兵器のない世界を実現したい。」

その思いから、平均年齢80歳を超えたヒロシマ・ナガサキの被爆者が国際署名を始めました。核兵器禁止条約が議論されている国連総会に2020年まで毎年届けます。

編集日誌

▼政府が国会への提出を狙う「共謀罪」法案の原案の内容が、明らかにになりました。「テロ等準備罪」という政府の宣伝に反し、犯罪の要件には「テロ目的」などの記載は全くありません。テロ対策は全くの口実で、内心を罰するという憲法違反の本質が明らかになりました。

▼「組織的犯罪集団」の明確な定義がありません。政府は、「市民団体などの一般の団体が性質を一変させることもあり得る」と答弁しています。一般の市民団体が処罰の対象とされる危険性ははっきりしました。政府が処罰を限定するとした「準備行為」についても、犯罪の計画に関わった者のいづれかが準備行為を行えば、準備行為を行っていない者も処罰の対象になることが明記されています。

▼秘密保護法、戦争法に続き、共謀罪まで……。日本を戦前に戻すような危険な流れをなんとしても止めなければなりません。内心の自由をおびやかす共謀法の提出を断念させるため声をあげましょう。